

○岡谷の魅力体験事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡谷市への移住又は定住（以下「移住等」という。）の促進を図るため、移住等を目的として本市を訪れ岡谷市の魅力を体験（以下「移住等体験」という。）する者に対して、移住等体験に要した交通費、宿泊費又は賃貸住宅の家賃に係る費用の一部について予算の範囲内で補助金を交付することに関し、岡谷市補助金等交付規則（昭和49年岡谷市規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に記録されていない者で、かつ、市内に居住していない者であって、移住等を目的として次のいずれかの活動を行う者とする。

- (1) 市内での住居を探す活動（市内の物件を扱う不動産業者又は都市計画課に住居相談をするために訪問する場合に限る。）
- (2) 市内での仕事を探す活動（諏訪公共職業安定所岡谷出張所、工業振興課又は農林水産課に就業相談をするために訪問する場合に限る。）
- (3) 第4条第1項に規定する移住等体験住宅において、移住等体験を行う活動（補助金の交付を申請する日において、40歳未満の夫婦又は独身者に限る。）
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者は、補助金の交付を受けることができない。

(対象経費等)

第3条 補助金交付の対象となる経費、補助率及び補助金の額等は、次の表のとおりとする。

補助区分	補助対象経費	補助率等	補助回数等
移住等体験交通費補助金	移住等体験に係る高齢者、障害者等の移	対象経費の2分の1以内とし、一人1回	当該年度内において3回を限度とし、移住等

	動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第5号に規定する公共交通事業者等が行う運送の利用に要する経費で最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法によりかかった費用又は実費のいずれか少ない額	当たり10,000円を限度とする。	体験住宅の利用期間中においては、1回を限度とする。
移住等体験宿泊費補助金	移住等体験に係る市内の宿泊施設の宿泊費	対象経費の2分の1以内とし、一人1泊当たり5,000円を限度とする。	当該年度内において7泊を限度とする。
移住等体験住宅家賃補助金	前条第1項第3号に規定する活動を行う者の移住等体験に係る移住等体験住宅の家賃及び仲介手数料	対象経費の2分の1以内とし、1月当たり40,000円を限度とする。	当該年度内において2回を限度とし、1回の申請につき1月分とする。ただし、連続する月の申請はできないものとする。

（移住等体験住宅の登録）

第4条 移住等体験住宅は、公益社団法人全日本不動産協会長野県本部又は公益社団法人長野県宅地建物取引業協会に加盟する不動産業者が賃貸又は仲介する市内の民間賃貸住宅で、次に掲げる事項に該当し、市の登録を受けた住宅とする。

- (1) 敷金、礼金、共益費がないこと。
- (2) 居住に必要な基本的な家財、家電が設置されていること。
- (3) 火災保険に加入していること。

2 前項に規定する不動産業者は、前項の登録をしようとするときは、移住等体験住宅登

録申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

- 3 市長は、前項による申請があったときは、書類の内容を審査し、移住等体験住宅登録通知書（様式第2号）により登録の可否を通知するものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、岡谷の魅力体験事業補助金交付申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、移住等体験の7日前（移住等体験住宅家賃補助金にあっては、賃貸借契約締結の日から起算して7日後）までに申請するものとする。

- 2 前項の場合において、移住等体験を世帯が行う場合にあっては、世帯の代表者が申請するものとする。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、岡谷の魅力体験事業補助金交付決定書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、岡谷市への移住等体験が完了したときは、岡谷の魅力体験事業補助金実績報告書（様式第5号）に、補助対象経費の領収書等支払いが確認できるものの写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条に規定する実績報告の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、岡谷の魅力体験事業補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第9条 交付決定者は、前条の規定による補助金の額の確定を受けたときは、速やかに岡谷の魅力体験事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書に基づき交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金等の取消し等）

第10条 市長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。

(2) 不正の行為があると認められたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき、補助金の全部又は一部を取り消したときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の岡谷の魅力体験事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行う移住等体験について適用し、この告示の施行の前に行った移住等体験については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年告示第56号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の岡谷の魅力体験事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行う移住等体験について適用し、この告示の施行の前に行った移住等体験については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年告示第101号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の岡谷の魅力体験事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う移住等体験について適用し、この告示の施行日前に行った移住等体験については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 新要綱第3条第1項に規定する移住等体験は、施行日前においても、新要綱第6条第1項の規定の例により、その申請を行うことができる。

附 則（令和 4 年告示第 2 7 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の岡谷の魅力体験事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う移住等体験について適用し、この告示の施行日前に行った移住等体験については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新要綱第 3 条第 1 項に規定する移住等体験は、施行日前においても、新要綱第 5 条第 1 項の規定の例により、その申請を行うことができる。

附則（令和 5 年告示第 5 3 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の岡谷の魅力体験事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う移住等体験について適用し、この告示の施行日前に行った移住等体験については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新要綱第 3 条第 1 項に規定する移住等体験は、施行日前においても、新要綱第 5 条第 1 項の規定の例により、その申請を行うことができる。